

新規指定申請時に提出を求める文書の種類：居宅サービス(介護予防を含む)

文書の種類	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所リハビリテーション	短期入所療養介護
指定(許可)申請書	○	○	○	○	○
指定に係る記載事項(付表)	○	○	○	○	○
登記事項証明書又は条例等	○	○	○	○	○
病院・診療所の使用許可証等の写	○ ¹	○ ¹	○ ¹	○ ¹	○ ¹
薬局の開設許可証の写			○ ²		
介護老人保健施設又は介護医療院の開設許可証の写				○ ³	○ ³
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	○			○	○
訪問看護ステーション管理者の免許証の写	○ ⁴				
平面図	○	○	○	○	○
設備・備品等一覧表					
運営規程	○	○	○	○	○
利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	○	○	○	○	○
協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容				○	
誓約書	○	○	○	○	○

○¹ 病院・診療所において行う場合のみ提出。

○² 薬局において行う場合のみ提出。

○³ 介護老人保健施設又は介護医療院において行う場合のみ提出。

○⁴ 「病院・診療所の使用許可証の写」を提出した場合は不要。